

引き続き、ご協力をお願いしたい。

- ・ なお、地域医療介護総合確保基金については、管理運営要領上、都道府県及び市町村が作成する整備計画の事業の選定に当たっては、入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うものが優先的に盛り込まれるよう配慮することとしているので、念のため申し添える。

(2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）

① 予算案及び対象事業

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の令和4年度予算案については、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じるものとして、12億円を計上している。

(参考) 令和3年度補正予算：56億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等については、耐災害性強化対策として、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策が盛り込まれており、引き続き、本交付金によりこれらの対策の支援を行っていく予定である。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、引き続き、換気設備設置事業（風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置）を実施する予定である。

都道府県・市区町村におかれては、必要な予算を確保しつつ、本交付金を有効に活用し、高齢者施設等の防災・減災の強化を着実に進めていただきたい。

〔参考〕防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
(令和2年12月11日閣議決定) (抜粋)

第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・社会福祉施設等の耐災害性強化対策(耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策)(厚生労働省)

第4章 対策の事業規模

第2章において示した重点的に取り組むべき対策について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、今後5年間でおおむね15兆円程度を目途としており、別表のとおりである。また、対策の初年度については、令和2年度第3次補正予算により措置する。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融資のほか、民間事業者等による事業が想定されている。

② スケジュール(予定)

令和4年度においては、4月中に、地方厚生(支)局を通じて各都道府県・指定都市・中核市宛てに、また都道府県を經由して各市町村宛てに、協議の事務連絡を発出する予定なので、遺漏のないようお願いしたい。

③ その他留意事項

令和4年度協議については、予算を上回る協議額となる可能性があることから、補助協議申請にあたっては、実施主体の地方自治体ごとに、優先順位を付して協議していただくこととしている。

また、非常用自家発電設備や給水設備の協議に当たっては、当該介護施設等における福祉避難所の指定・協定の有無を優先採択の基準とすること等を予定しているので、御了知いただきたい。

また、令和4年度予算案における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等として、耐震化整備、ブロック塀等の改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援については、市区町村が策定する国土強靱化地域計画に明記された事業については、重点配分、優先採択等の重点化することを予定している。また、国土強靱化地域計画を未策定の市区町村に所在する介護施設等については、原則、補助対象外とすることも検討しているので、御了知いただきたい。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における非常用自家発電設備整備事業について、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備など平時を含めた使用が想定されるものは、原則、対象外としているところであるが、太陽光発電の設置に活用できるメニューとしては、下記の補助事業が考

えられるので、御了知いただきたい。

【太陽光発電の設置に活用できるメニュー】

○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

- ・ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（定員 29 名以下の小規模施設が対象）

○地域医療介護総合確保基金

- ・ 地域密着型サービス等整備等助成事業（定員 29 名以下の小規模施設が対象）※整備時に合わせて実施
- ・ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業（定員 30 人以上の大規模施設が対象）

（３）特別養護老人ホームへの入所申込者の状況に関する調査について

特別養護老人ホームへの入所申込者の状況に関する調査については、地方自治体のご協力の下、平成 21 年度、平成 25 年度、平成 28 年度及び令和元年度に実施・公表したところ。

令和 4 年度においても、最新の状況を把握するため、同様の調査を実施予定。詳細は追って各都道府県にお送りするので、ご協力をよろしくお願いしたい。なお、老人保健健康増進等事業（老健事業）に基づく待機者に関する調査についても、夏頃に実施する予定なので、こちらについてもご協力をよろしくお願いしたい。

（４）介護施設等における身元保証人等の取扱について

成年後見制度利用促進基本計画については、今年度が見直しの年度となっており、今月下旬に、第二期計画が閣議決定される予定。当計画において、国及び地方公共団体は、施設入所時に身元保証人や連帯保証人を求める必要はないことなどについて、事業者等に理解を促す取組などを更に進めていく旨、記載される見込みである。

昨年この会議でも周知したところであるが、介護施設等に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護施設等に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護施設等が、身元保証人等がないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱を行うことのないよう、適切に指導・監督を行っていただきたい。

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**スプリンクラー**設備等の整備、**耐震化改修・大規模修繕**等のほか、**非常用自家発電・給水**設備の整備、**水害対策に伴う改修等**、倒壊の危険性のある**ブロック塀**等の改修の対策を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 ※定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難」が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満）	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

※「等」には、非常用自家発電機設備の設置も含まれる。

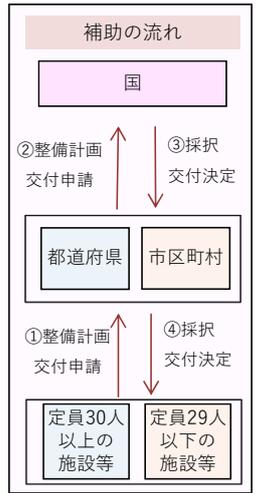
○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
		ii	なし	総事業費80万円/施設
施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
給水設備	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4		なし	総事業費500万円/施設
				なし



④ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。 ※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	なし
換気設備	定額補助		4,000円/㎡	なし

計上所管：厚生労働省

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
（防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分）

令和3年度補正予算
：56億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**耐震化改修**のほか、**非常用自家発電の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修**の対策を講じる。

① 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

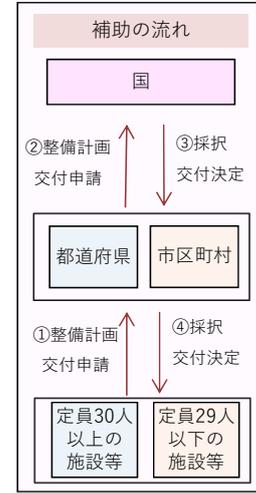
○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、非常用自家発電設備の設置や水害対策に伴う改修等を促進

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

② 高齢者施設等の非常用自家発電・水害対策強化事業

○ 高齢者施設等が、災害による停電時にも、施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備の設置、水害対策に伴う改修等を促進

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
		ii	なし	総事業費80万円/施設



③ 高齢者施設等の安全対策強化事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4		なし	なし

【参考】「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）（抜粋）
第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

・**社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）**（厚生労働省）